

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月27日

静岡県知事 川勝平太

静岡県条例第35号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 職員の給与に関する条例(昭和28年静岡県条例第31号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(初任給調整手当)</p> <p>第8条の2 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第3号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から5年以内の期間、採用の日(第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日)から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。</p> <p>(1) 医療職給料表(1)の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職及び医療職給料表(1)以外の給料表の適用を受ける職員の職のうち医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充について特別の事情があると認められる職で、人事委員会規則で定めるもの 月額 <u>414,800円</u></p> <p>(2) 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職(前号に掲げる職を除く。)で人事委員会規則で定めるもの 月額 <u>50,800円</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(期末手当)</p>	<p>(初任給調整手当)</p> <p>第8条の2 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第3号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から5年以内の期間、採用の日(第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日)から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。</p> <p>(1) 医療職給料表(1)の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職及び医療職給料表(1)以外の給料表の適用を受ける職員の職のうち医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充について特別の事情があると認められる職で、人事委員会規則で定めるもの 月額 <u>415,600円</u></p> <p>(2) 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職(前号に掲げる職を除く。)で人事委員会規則で定めるもの 月額 <u>51,100円</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(期末手当)</p>

第20条 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の120（管理又は監督の地位にある職員のうちその職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して人事委員会規則で定める職員（第21条において「特定幹部職員」という。）にあつては、100分の100）を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略)

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の100」とあるのは「100分の57.5」とする。

4～6 (略)

(勤勉手当)

第21条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の100（特定幹部職員にあつては、100分の120）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員

第20条 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の125（管理又は監督の地位にある職員のうちその職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して人事委員会規則で定める職員（第21条において「特定幹部職員」という。）にあつては、100分の105）を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略)

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の105」とあるのは「100分の60」とする。

4～6 (略)

(勤勉手当)

第21条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の105（特定幹部職員にあつては、100分の125）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員

<p>の勤勉手当基礎額に<u>100分の47.5</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の57.5</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 （略）</p>	<p>の勤勉手当基礎額に<u>100分の50</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の60</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 （略）</p>
---	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

別表第1から別表第4までを次のように改める。

別表第1 (第4条関係)

行政職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500	410,300	459,900	523,100
	2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100	412,700	463,000	526,000
	3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500	415,200	466,000	529,100
	4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900	417,600	469,000	532,200
	5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800	419,500	472,000	535,300
	6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300	421,600	475,000	537,600
	7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600	423,700	478,000	540,100
	8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100	425,900	481,100	542,500
	9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500	427,800	483,800	544,900
	10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100	429,900	486,900	546,700
	11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700	432,000	489,900	548,500
	12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300	433,900	493,000	550,400
	13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600	435,600	495,700	552,100
	14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900	437,400	498,000	553,500
	15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100	439,300	500,300	554,800
	16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400	441,200	502,600	555,900
	17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200	443,000	504,600	557,200
	18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100	444,800	506,000	558,200
	19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000	446,600	507,500	559,100
	20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800	448,300	508,900	560,000
	21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600	450,100	510,100	560,900
	22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400	451,600	511,500	
	23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200	453,000	513,000	
	24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000	454,500	514,500	
	25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600	455,900	515,600	
	26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100	457,200	516,700	
	27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600	458,500	517,900	
	28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100	459,700	519,100	
	29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600	460,700	520,100	
	30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900	461,400	521,000	
	31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200	462,200	521,900	
	32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400	462,900	522,800	
	33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800	428,600	463,600	523,600	
	34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200	429,900	464,400	524,500	
	35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600	431,200	465,100	525,200	
	36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400	465,700	525,700	
	37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400	433,600	466,200	526,400	
	38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600	434,400	466,800	527,000	
	39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800	435,200	467,400	527,800	
	40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800	436,000	468,000	528,400	
	41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900	436,600	468,500	528,900	
	42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100	437,300	469,000		
	43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200	438,000	469,400		
	44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300	438,700	469,700		

	45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000	439,500	470,000	
	46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700	440,300		
	47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400	440,700		
	48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100	441,400		
	49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700	441,900		
	50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300	442,300		
	51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800	442,700		
	52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200	443,100		
	53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600	443,500		
	54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900	443,900		
	55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200	444,300		
	56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500	444,600		
	57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800	444,900		
	58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100	445,300		
	59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400	445,600		
定年前再	60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700	445,900		
任用	61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000	446,200		
短時	62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300			
間勤	63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600			
務職	64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900			
員以	65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200			
外の	66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500			
職員	67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800			
	68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100			
	69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300			
	70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600			
	71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900			
	72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100			
	73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300			
	74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600			
	75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900			
	76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100			
	77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300			
	78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600			
	79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900			
	80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100			
	81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300			
	82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	410,600			
	83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	410,900			
	84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	411,100			
	85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	411,300			
	86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300				
	87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600				
	88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800				
	89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000				
	90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300				
	91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600				
	92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800				
	93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000				
	94		295,900	343,600	382,500	394,300				
	95		296,200	344,100	382,900	394,600				

96		296,600	344,500	383,300	394,800						
97		296,800	344,700	383,600	395,000						
98		297,100	345,100	384,100	395,300						
99		297,500	345,500	384,500	395,600						
100		297,900	345,800	384,900	395,800						
101		298,100	346,100	385,200	396,000						
102		298,400	346,500								
103		298,800	346,900								
104		299,100	347,300								
105		299,300	347,800								
106		299,600	348,200								
107		300,000	348,600								
108		300,300	349,000								
109		300,500	349,500								
110		300,900	349,900								
111		301,300	350,200								
112		301,600	350,500								
113		301,800	351,000								
114		302,000									
115		302,300									
116		302,700									
117		302,900									
118		303,100									
119		303,400									
120		303,700									
121		304,100									
122		304,300									
123		304,600									
124		304,900									
125		305,200									
定年前再任用短時間勤務職員	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	188,700	216,200	256,200	275,600	290,700	316,200	358,000	391,200	442,400	522,800	

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第25条及び附則第4項に規定する職員を除く。

別表第2（第4条関係）

研究職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	円 162,500	円 210,100	円 291,600	円 338,900	円 391,500	円 524,700
	2	163,600	213,200	294,000	341,000	394,300	527,800
	3	164,800	215,900	296,300	342,900	396,900	530,900
	4	165,900	218,400	298,600	344,600	399,600	534,000
	5	167,000	220,900	300,700	346,300	401,700	537,100
	6	168,300	222,600	302,600	347,800	404,400	539,500
	7	169,600	224,300	304,400	349,200	407,100	541,900
	8	170,900	226,200	306,100	350,400	409,800	544,300
	9	171,900	228,100	307,800	351,900	412,300	546,700
	10	173,600	230,300	310,100	353,800	414,900	548,400
	11	175,200	232,700	312,300	355,800	417,600	550,300
	12	176,900	234,700	314,700	357,500	420,200	552,200
	13	178,300	236,700	316,500	359,300	422,800	553,900
	14	180,200	239,100	318,800	361,100	425,500	555,200
	15	182,100	241,600	321,200	362,700	428,300	556,400
	16	184,100	243,900	323,500	364,200	431,000	557,400
	17	185,800	246,100	325,700	365,700	433,500	558,500
	18	187,900	248,500	327,900	367,600	436,000	559,200
	19	190,100	251,100	329,800	369,300	438,500	559,800
	20	192,100	253,600	331,700	371,200	440,900	560,400
	21	194,100	256,000	333,700	372,700	443,300	561,100
	22	196,100	258,300	335,100	374,600	445,900	
	23	198,100	260,500	336,300	376,300	448,500	
	24	199,900	262,700	337,700	378,000	450,800	
	25	201,700	265,000	339,300	379,400	453,000	
	26	203,900	267,300	341,000	381,100	455,300	
	27	206,000	269,500	342,800	383,000	457,800	
	28	208,100	271,600	344,400	384,900	460,200	
	29	210,200	273,900	346,000	386,600	462,700	
	30	211,300	276,000	347,600	388,400	465,200	
	31	212,600	277,900	349,000	390,300	467,700	
	32	213,900	279,700	350,300	392,100	470,100	
	33	215,600	281,400	351,500	393,600	472,400	
	34	217,300	283,400	352,900	395,400	474,800	
	35	219,100	285,400	354,200	397,000	477,200	
	36	220,700	287,200	355,500	398,700	479,700	
	37	222,200	288,900	356,700	399,900	482,100	
	38	224,100	290,000	357,900	401,300	484,600	
	39	226,000	291,100	359,100	402,700	487,000	
	40	227,700	292,200	360,300	404,100	489,500	
	41	229,400	293,200	361,000	405,400	491,800	
	42	231,000	293,900	362,100	406,700	494,000	
	43	232,700	294,400	363,300	408,200	496,200	
	44	234,200	294,900	364,400	409,700	498,400	

	45	235,700	295,400	365,500	410,900	500,000
	46	237,200	296,300	366,700	412,100	501,500
	47	238,700	297,300	367,900	413,700	503,100
	48	240,100	298,200	369,000	415,200	504,600
	49	241,500	299,200	370,000	416,500	506,300
	50	243,200	300,200	371,300	417,900	507,700
	51	244,800	301,100	372,600	419,300	509,100
	52	246,200	302,000	373,800	420,700	510,600
	53	247,400	303,000	374,500	422,100	511,700
	54	249,000	303,900	375,500	423,500	512,900
	55	250,600	304,700	376,400	424,900	514,100
	56	252,000	305,500	377,200	426,300	515,300
	57	253,200	305,900	377,900	427,400	516,200
	58	254,400	306,600	378,600	428,700	517,200
	59	255,300	307,500	379,300	430,100	518,200
	60	256,200	308,200	380,000	431,400	519,200
	61	257,100	308,900	380,600	432,200	520,300
	62	257,900	309,900	381,300	433,100	521,200
	63	258,700	310,800	382,100	434,100	521,900
	64	259,500	311,700	382,900	435,000	522,600
	65	260,300	312,500	383,500	435,900	523,400
	66	261,100	313,400	384,300	436,700	524,200
	67	261,800	314,300	385,000	437,300	525,000
定年前再	68	262,400	315,200	385,700	438,100	525,800
任用	69	263,000	316,100	386,300	438,500	526,500
短時	70	264,000	317,100	387,000	439,100	527,300
間勤	71	265,200	318,100	387,700	439,600	528,100
務職	72	266,200	319,100	388,400	440,100	528,900
員以	73	267,400	319,600	389,100	440,600	529,600
外の	74	268,600	320,600	389,700		
職員	75	269,600	321,700	390,300		
	76	270,600	322,700	391,000		
	77	271,600	323,800	391,700		
	78	272,600	324,800	392,300		
	79	273,600	325,700	392,900		
	80	274,500	326,600	393,500		
	81	275,500	327,500	394,100		
	82	276,600	328,300	394,700		
	83	277,700	329,000	395,300		
	84	278,600	329,600	395,900		
	85	279,500	330,100	396,400		
	86	280,400	330,600	396,900		
	87	281,300	331,100	397,400		
	88	282,000	331,500	398,100		
	89	282,800	331,800	398,500		
	90	283,900	332,300			
	91	284,900	332,800			
	92	285,900	333,200			
	93	286,800	333,500			
	94	287,700	333,900			
	95	288,700	334,300			

	96	289,600	334,700				
	97	289,900	335,200				
	98	290,800	335,700				
	99	291,500	336,200				
	100	292,400	336,700				
	101	293,300	337,200				
	102	293,900	337,700				
	103	294,600	338,200				
	104	295,300	338,700				
	105	295,800	339,100				
	106	296,300	339,500				
	107	296,800	340,000				
	108	297,200	340,400				
	109	297,400	340,900				
	110	297,800	341,300				
	111	298,100	341,800				
	112	298,300	342,200				
	113	298,600	342,700				
	114	298,900	343,100				
	115	299,200	343,600				
	116	299,500	344,000				
	117	299,800	344,500				
	118	300,100	344,900				
	119	300,300	345,300				
	120	300,600	345,700				
	121	300,900	346,100				
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円
		218,500	259,700	284,500	327,000	385,700	524,500

備考 この表は、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第3（第4条関係）

医 療 職 給 料 表

ア 医療職給料表(1)

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	264,700	346,600	406,900	474,700	568,100
	2	267,200	349,600	409,600	477,000	571,200
	3	269,600	352,400	412,100	479,200	574,300
	4	272,000	355,300	414,700	481,500	577,400
	5	274,100	357,800	417,100	483,700	580,300
	6	277,600	360,800	419,100	485,800	582,700
	7	281,100	363,800	420,900	488,000	585,100
	8	284,500	366,600	422,800	490,000	587,500
	9	288,100	368,700	424,600	491,900	589,700
	10	291,600	371,200	427,300	494,000	591,200
	11	295,200	373,900	429,800	496,100	592,700
	12	298,700	376,400	432,200	498,200	594,200
	13	302,200	379,100	434,400	500,300	595,700
	14	306,100	382,500	436,900	502,200	596,800
	15	310,000	385,500	438,900	504,300	597,900
	16	313,600	388,800	441,000	506,400	598,800
	17	317,200	391,800	443,000	508,300	600,000
	18	320,700	394,400	445,200	510,300	601,000
	19	324,200	396,800	447,400	512,300	602,000
	20	327,700	399,300	449,500	514,100	603,000
	21	331,300	401,900	450,900	515,900	604,000
	22	335,000	403,900	453,300	517,700	
	23	338,400	405,500	455,600	519,500	
	24	341,700	407,100	457,800	521,300	
	25	345,000	408,800	459,800	522,900	
	26	347,500	411,000	462,100	524,700	
	27	350,000	413,100	464,300	526,500	
	28	352,300	415,100	466,600	528,300	
	29	354,400	417,200	468,700	529,900	
	30	356,100	419,300	470,900	531,700	
	31	357,800	420,900	473,200	533,500	
	32	359,600	422,600	475,300	535,300	
	33	361,500	424,500	477,100	536,900	
	34	363,700	426,000	479,200	538,700	
	35	365,800	427,800	481,300	540,400	
	36	367,800	429,600	483,300	542,100	
	37	369,700	431,500	485,400	543,700	
	38	371,900	433,500	487,100	545,300	
	39	374,000	435,300	488,900	546,700	
	40	376,000	437,200	490,700	548,300	
	41	378,000	439,000	492,300	549,800	
	42	378,700	440,700	494,100	551,200	
	43	379,300	442,400	495,900	552,600	
	44	380,000	444,200	497,500	553,900	

	45	380,900	446,000	498,900	555,100
	46	382,200	447,800	500,600	556,100
	47	383,500	449,500	502,400	557,100
	48	384,800	451,200	504,100	558,100
	49	385,600	452,800	505,600	559,100
	50	386,400	454,500	506,900	560,000
	51	387,200	456,200	508,200	560,900
	52	387,700	457,900	509,500	561,800
	53	388,500	459,800	510,500	562,600
	54	389,300	461,000	511,800	563,500
	55	390,000	462,200	513,100	564,400
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	56	390,700	463,400	514,400	565,300
	57	391,400	464,400	515,400	566,200
	58	392,300	465,400	516,200	567,100
	59	393,000	466,300	517,000	568,000
	60	393,600	467,100	517,800	568,700
	61	394,100	467,900	518,700	569,600
	62	394,600	468,600	519,500	570,500
	63	395,000	469,300	520,400	571,400
	64	395,400	469,900	521,200	572,300
	65	395,700	470,600	522,100	573,200
	66		471,300	523,000	574,100
	67		471,900	523,700	575,000
	68		472,500	524,600	575,900
	69		472,800	525,500	576,800
	70		473,400	526,300	
	71		474,100	527,200	
	72		474,800	528,100	
	73		475,200	528,900	
74		475,800	529,800		
75		476,500	530,700		
76		477,200	531,400		
77		477,600	532,200		
78		478,200	533,100		
79		478,800	534,000		
80		479,300	534,900		
81		479,900	535,700		
82		480,400	536,600		
83		480,900	537,500		
84		481,400	538,400		
85		481,800	539,200		
86		482,400	540,100		
87		482,800	541,000		
88		483,300	541,900		
89		483,800	542,700		
90		484,400			
91		485,000			
92		485,400			
93		485,900			
94		486,500			

	95		487,100			
	96		487,600			
	97		488,100			
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円
		297,300	339,700	394,300	467,400	567,400

備考 この表は、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

イ 医療職給料表(2)

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	167,200	202,800	236,100	258,800	287,400	330,400	373,400
	2	168,600	204,400	237,400	259,900	289,200	332,400	376,000
	3	170,000	205,900	238,700	261,100	291,200	334,300	378,600
	4	171,400	207,300	239,900	262,200	293,100	336,200	381,200
	5	172,700	208,800	241,100	263,400	294,900	338,000	383,500
	6	174,500	210,000	242,300	264,600	296,900	340,000	386,200
	7	176,200	211,200	243,400	265,700	298,700	342,000	388,800
	8	177,800	212,400	244,500	266,700	300,600	344,000	391,500
	9	179,400	213,800	245,400	267,800	302,400	345,800	393,600
	10	181,100	215,300	246,500	268,500	304,000	347,900	395,800
	11	182,700	216,800	247,800	269,200	305,500	349,900	398,000
	12	184,600	218,300	248,900	270,000	307,100	351,900	400,200
	13	186,000	219,700	250,200	271,000	308,800	353,400	402,200
	14	187,800	221,200	251,400	272,000	310,700	355,400	404,200
	15	189,800	222,700	252,600	273,000	312,700	357,300	406,200
	16	191,600	224,200	253,800	274,100	314,500	359,300	408,200
	17	193,500	225,500	254,600	275,300	316,300	361,100	410,000
	18	194,700	226,800	255,800	276,800	318,200	363,100	411,900
	19	196,200	228,200	256,900	278,400	320,100	365,100	413,800
	20	197,600	229,500	258,000	280,000	321,900	367,000	415,600
	21	198,800	230,600	259,200	281,500	323,700	368,700	417,400
	22	200,300	231,700	260,000	283,100	325,600	370,700	419,000
	23	201,700	232,800	260,800	284,700	327,400	372,700	420,600
	24	203,000	233,900	261,600	286,300	329,300	374,700	422,100
	25	204,600	235,000	262,500	287,900	331,000	376,100	423,600
	26	205,600	236,200	263,500	289,400	332,900	377,900	424,900
	27	206,700	237,400	264,500	290,900	334,800	379,700	426,200
	28	207,800	238,500	265,500	292,500	336,600	381,400	427,500
	29	209,000	239,500	266,700	293,800	337,900	383,100	428,800
	30	210,100	240,800	268,200	295,300	339,700	384,600	430,000
	31	211,200	242,200	269,700	296,800	341,400	386,100	431,200
	32	212,300	243,400	271,000	298,300	343,200	387,600	432,300
	33	213,700	244,400	272,200	299,800	344,900	388,900	433,500
	34	215,000	245,700	273,800	301,400	346,700	390,200	434,700
	35	216,300	246,600	275,300	303,000	348,500	391,500	435,900
	36	217,500	247,800	276,800	304,600	350,300	392,600	437,100

	37	218,500	249,000	278,100	305,900	351,900	393,700	438,400
	38	219,500	250,100	279,500	307,500	353,600	394,800	439,200
	39	220,500	251,100	280,800	309,000	355,200	395,900	439,600
	40	221,500	252,100	282,100	310,500	356,800	397,000	440,300
	41	222,400	253,000	283,200	312,100	358,000	397,800	440,800
	42	223,200	253,800	284,600	313,700	359,100	398,600	441,200
	43	224,000	254,600	286,000	315,300	360,300	399,400	441,600
	44	224,900	255,400	287,300	316,800	361,500	400,200	442,000
	45	225,800	256,200	288,600	317,700	362,500	400,600	442,400
	46	226,700	257,400	290,200	319,100	363,300	401,200	442,800
	47	227,600	258,600	291,700	320,600	364,300	401,700	443,200
	48	228,500	259,700	293,100	322,200	365,400	402,100	443,500
	49	229,200	261,000	294,300	323,600	366,400	402,500	443,800
	50	230,100	262,300	295,800	324,900	367,400	402,800	444,200
	51	231,000	263,400	297,100	326,100	368,400	403,100	444,500
	52	231,800	264,400	298,600	327,300	369,300	403,400	444,800
	53	232,100	265,400	299,900	328,300	370,100	403,700	445,100
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	54	232,900	266,500	301,300	329,300	370,900	404,000	445,500
	55	233,500	267,600	302,700	330,300	371,800	404,300	445,800
	56	234,200	268,700	304,000	331,200	372,600	404,600	446,100
	57	234,800	269,400	305,000	331,700	373,100	404,900	446,400
	58	235,400	270,500	306,200	332,600	373,900	405,200	446,800
	59	235,900	271,600	307,400	333,400	374,700	405,500	447,100
	60	236,400	272,500	308,800	334,300	375,500	405,900	447,400
	61	237,000	273,300	310,100	335,000	375,900	406,100	447,700
	62	237,500	274,300	311,300	335,300	376,600	406,400	
	63	238,000	275,200	312,500	335,800	377,300	406,700	
	64	238,600	276,100	313,700	336,400	377,900	407,000	
	65	239,100	276,900	315,000	337,000	378,300	407,200	
	66	239,600	277,900	315,800	337,700	378,900	407,500	
	67	240,200	278,800	316,500	338,400	379,600	407,800	
	68	240,700	279,700	317,200	339,000	380,200	408,100	
	69	241,200	280,600	317,800	339,700	380,600	408,300	
	70	241,700	281,600	318,500	340,200	381,100	408,600	
71	242,100	282,700	319,200	340,800	381,600	408,900		
72	242,600	283,700	319,800	341,400	382,100	409,200		
73	243,100	284,300	320,400	341,700	382,700	409,400		
74	243,600	284,800	320,600	342,300	383,200			
75	244,100	285,300	321,100	342,800	383,800			
76	244,600	286,100	321,600	343,300	384,400			
77	244,900	286,900	322,200	343,800	384,900			
78	245,200	287,500	322,700	344,300	385,400			
79	245,500	288,100	323,200	344,800	385,900			
80	245,700	288,600	323,600	345,200	386,400			
81	245,900	289,100	324,200	345,500	386,700			
82	246,200	289,600	324,700	345,800	387,200			
83	246,500	290,000	325,100	346,200	387,600			
84	246,700	290,300	325,600	346,500	388,000			
85	246,900	290,500	326,100	347,000	388,400			
86		290,700	326,500	347,300				
87		290,900	326,700	347,600				

	88		291,100	327,000	347,900			
	89		291,500	327,400	348,300			
	90		291,700	327,800	348,600			
	91		291,900	328,200	349,000			
	92		292,100	328,600	349,300			
	93		292,500	328,900	349,700			
	94		292,700	329,100	350,000			
	95		292,900	329,500	350,300			
	96		293,200	329,800	350,600			
	97		293,500	330,000	350,900			
	98		293,700	330,300	351,300			
	99		293,900	330,600	351,700			
	100		294,200	330,900	352,100			
	101		294,500	331,100	352,600			
	102		294,700	331,400	353,000			
	103		294,900	331,800	353,400			
	104		295,200	332,000	353,800			
	105		295,500	332,200	354,300			
	106			332,400				
	107			332,800				
	108			333,000				
	109			333,200				
	110			333,600				
	111			334,000				
	112			334,400				
	113			334,600				
定年前再任用短時間勤務職員		基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
		189,700	216,300	244,500	257,900	283,100	323,900	366,200

備考 この表は、保健所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、栄養士、獣医師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ウ 医療職給料表(3)

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	211,000	253,600	272,400	293,800	332,800	376,100
	2	184,900	212,900	255,000	273,300	295,300	334,800	378,700
	3	186,400	214,900	256,500	274,100	296,900	336,800	381,400
	4	187,800	216,800	257,900	274,900	298,500	338,800	384,000
	5	189,300	218,800	259,100	275,400	299,800	340,800	386,200
	6	190,800	220,600	259,900	276,300	301,500	342,900	388,400
	7	192,300	222,400	260,700	277,000	303,100	344,900	390,700
	8	193,800	224,100	261,400	277,900	304,700	346,900	393,000
	9	195,000	225,800	262,100	278,800	306,300	348,400	394,900
	10	196,700	227,200	262,800	279,400	307,700	350,400	397,000
	11	198,300	228,500	263,600	280,300	308,900	352,300	399,200
	12	199,800	229,400	264,300	281,200	310,200	354,300	401,400

13	201,200	230,800	265,100	282,100	311,400	356,200	403,300
14	203,200	231,800	266,000	283,000	313,000	358,200	405,300
15	205,300	232,800	266,800	283,900	314,600	360,200	407,400
16	207,300	233,700	267,700	284,800	316,200	362,200	409,400
17	209,300	234,800	268,200	285,800	317,700	364,100	411,400
18	211,300	236,200	269,000	286,800	319,200	366,100	413,600
19	213,400	237,600	269,800	287,800	320,700	368,200	415,800
20	215,400	238,700	270,600	288,900	322,100	370,200	417,900
21	217,300	239,800	271,300	290,200	323,500	371,900	419,800
22	219,000	241,400	272,000	291,600	324,900	374,000	421,700
23	220,700	243,100	272,700	292,800	326,400	376,100	423,500
24	222,400	244,500	273,500	294,000	327,800	378,100	425,400
25	223,700	245,700	274,300	295,100	329,200	380,000	427,100
26	225,000	247,000	275,000	296,500	330,600	381,600	428,700
27	226,100	248,400	275,800	297,900	332,000	383,400	430,400
28	227,100	249,700	276,600	299,300	333,400	385,200	432,000
29	228,200	251,100	277,600	300,300	334,500	386,900	433,300
30	229,000	252,100	278,700	301,600	336,000	388,600	434,600
31	229,800	252,900	280,100	302,900	337,400	390,500	436,200
32	230,500	253,600	281,300	304,100	338,900	392,200	437,700
33	231,600	254,400	282,500	305,300	340,400	393,900	439,400
34	232,800	255,300	283,800	306,700	341,900	395,600	441,000
35	233,900	256,200	284,900	308,100	343,400	397,400	442,400
36	234,900	256,900	286,100	309,500	344,900	399,100	443,800
37	235,900	257,600	287,500	310,800	346,500	400,700	444,900
38	237,200	258,500	288,600	312,100	348,100	402,400	446,200
39	238,500	259,400	289,700	313,500	349,600	404,200	447,500
40	239,700	260,300	290,700	314,900	351,100	406,000	448,900
41	240,500	260,700	291,700	316,400	352,300	407,500	449,900
42	241,500	261,500	292,900	317,800	353,800	409,000	450,600
43	242,500	262,300	294,100	319,200	355,300	410,500	451,400
44	243,500	263,000	295,300	320,500	356,700	411,800	452,000
45	244,500	263,700	296,400	321,300	358,100	412,900	452,900
46	245,500	264,400	297,700	322,700	359,100	414,000	453,600
47	246,400	265,100	299,000	324,100	360,500	415,100	454,400
48	247,200	265,800	300,200	325,600	361,800	416,300	455,200
49	248,000	266,500	301,300	326,700	363,100	417,600	455,900
50	248,900	267,300	302,500	328,000	364,500	418,700	456,600
51	249,800	268,000	303,700	329,300	365,800	419,900	457,300
52	250,600	268,900	305,000	330,600	367,100	421,000	458,100
53	251,200	269,800	306,400	331,900	368,600	422,200	458,900
54	252,100	270,900	307,700	333,200	369,800	423,200	459,700
55	253,000	272,000	309,000	334,500	370,900	424,300	460,400
56	253,800	273,200	310,200	335,800	372,100	425,400	461,100
57	254,500	274,400	311,000	336,700	373,200	426,500	461,900
58	255,400	275,800	312,200	338,000	374,100	427,000	
59	256,000	277,100	313,400	339,200	375,100	427,600	
60	256,800	278,400	314,800	340,500	376,000	428,000	
61	257,500	279,600	315,900	341,500	376,600	428,600	
62	258,200	280,800	317,200	342,400	377,400	429,100	

	63	258,900	281,900	318,400	343,500	378,200	429,500
	64	259,600	283,000	319,600	344,700	379,000	430,000
	65	260,200	284,000	320,800	345,800	379,700	430,500
	66	260,900	285,200	322,100	347,000	380,400	430,900
	67	261,500	286,400	323,300	348,200	381,200	431,200
	68	262,100	287,400	324,500	349,200	381,900	431,500
	69	262,700	288,400	325,200	350,200	382,500	431,900
	70	263,300	289,800	326,300	351,200	383,100	432,300
	71	264,100	291,100	327,400	352,300	383,800	432,600
	72	264,900	292,300	328,300	353,400	384,400	432,900
	73	266,100	293,300	329,400	354,200	385,100	433,300
	74	267,200	294,600	330,100	355,300	385,600	433,700
	75	268,200	295,800	331,200	356,400	386,200	434,000
	76	269,200	297,000	332,300	357,400	386,700	434,300
	77	270,100	298,300	333,400	358,100	387,100	434,700
	78	271,000	299,500	334,600	358,900	387,700	
	79	271,900	300,700	335,700	359,700	388,200	
	80	272,800	301,900	336,800	360,400	388,500	
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	81	273,600	302,400	337,900	361,000	388,800	
	82	274,500	303,600	339,000	361,500	389,300	
	83	275,400	304,700	340,000	362,100	389,700	
	84	276,000	305,800	341,100	362,600	390,000	
	85	276,700	306,900	342,000	363,200	390,300	
	86	277,400	308,100	343,000	363,700	390,800	
	87	278,100	309,300	343,900	364,300	391,300	
	88	278,800	310,400	344,900	364,800	391,700	
	89	279,600	311,500	345,800	365,200	392,000	
	90	280,400	312,700	346,600	365,600	392,400	
	91	281,200	313,900	347,400	366,200	392,900	
	92	282,000	315,000	348,200	366,700	393,300	
	93	282,800	315,800	348,800	367,000	393,700	
	94	283,800	316,500	349,400	367,500	394,100	
	95	284,700	317,200	350,100	367,900	394,600	
	96	285,600	317,800	350,700	368,200	395,000	
	97	286,200	318,300	351,100	368,800	395,400	
	98	286,800	318,600	351,500	369,300		
	99	287,400	319,200	352,000	369,800		
	100	288,300	319,800	352,400	370,300		
	101	289,100	320,200	352,900	370,900		
	102	289,900	320,800	353,300	371,400		
	103	290,700	321,400	353,800	371,900		
	104	291,500	321,900	354,200	372,300		
	105	292,100	322,300	354,500	372,900		
	106	292,600	322,800	355,000	373,400		
	107	293,100	323,300	355,400	373,900		
	108	293,500	323,800	355,700	374,400		
	109	293,700	324,200	356,200	375,000		
	110	294,000	324,600	356,700	375,400		
	111	294,200	324,900	357,200	375,900		
	112	294,500	325,200	357,700	376,400		

113	294,800	325,500	358,200	377,000		
114	295,000	325,900	358,700			
115	295,300	326,300	359,200			
116	295,500	326,600	359,600			
117	295,800	326,800	360,000			
118	296,100	327,100	360,400			
119	296,400	327,500	360,900			
120	296,700	327,700	361,400			
121	297,000	327,900	361,800			
122	297,400	328,200	362,300			
123	297,700	328,500	362,800			
124	298,100	328,800	363,300			
125	298,300	329,000	363,600			
126	298,500	329,300				
127	298,800	329,700				
128	299,200	329,900				
129	299,400	330,100				
130	299,700	330,300				
131	300,100	330,700				
132	300,500	330,900				
133	300,700	331,200				
134	301,000	331,600				
135	301,400	332,000				
136	301,700	332,400				
137	301,900	332,700				
138	302,200	333,100				
139	302,600	333,500				
140	302,900	333,900				
141	303,100	334,200				
142	303,500	334,600				
143	303,900	334,900				
144	304,200	335,300				
145	304,400	335,600				
146	304,600	336,000				
147	304,900	336,400				
148	305,300	336,800				
149	305,500	337,100				
150	305,700	337,500				
151	306,000	337,900				
152	306,300	338,300				
153	306,700	338,600				
154	306,900					
155	307,100					
156	307,400					
157	307,700					
158	308,000					
159	308,300					
160	308,600					
161	309,000					
162	309,300					
163	309,600					

	164	309,900						
	165	310,300						
	166	310,600						
	167	310,900						
	168	311,200						
	169	311,600						
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
		236,100	256,400	263,600	273,800	290,100	327,300	371,800

備考 この表は、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第4 (第4条関係)

福祉職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	176,900	223,400	264,400	284,900	323,100	365,500
	2	178,100	225,100	265,900	286,300	325,300	368,100
	3	179,300	226,900	267,300	287,800	327,500	370,500
	4	180,500	228,600	268,700	289,100	329,500	372,900
	5	181,400	230,300	269,600	290,500	331,500	374,800
	6	182,900	232,000	270,800	292,200	333,500	377,300
	7	184,300	233,700	272,100	294,000	335,400	379,600
	8	185,700	235,000	273,400	295,800	337,300	382,100
	9	186,800	236,700	274,400	297,500	339,200	384,500
	10	188,200	238,200	275,500	299,400	341,200	387,100
	11	189,600	239,500	276,700	301,400	343,200	389,700
	12	191,000	240,700	277,600	303,200	345,200	392,300
	13	192,400	242,000	278,500	304,400	347,000	394,600
	14	193,700	243,300	279,700	306,500	349,000	396,900
	15	195,100	244,600	281,000	308,500	350,900	399,100
	16	196,400	245,800	282,300	310,400	352,800	401,400
	17	197,800	247,000	283,600	312,300	354,500	403,200
	18	199,100	248,200	285,200	314,000	356,500	405,100
	19	200,400	249,300	286,800	315,600	358,300	407,000
	20	201,500	250,300	288,200	317,300	360,200	408,800
	21	202,500	251,000	289,400	319,000	362,100	410,600
	22	204,100	252,100	291,100	321,100	364,000	412,400
	23	205,700	253,300	292,400	323,100	365,900	414,200
	24	207,100	254,400	293,900	324,900	367,800	416,000
	25	208,700	255,600	295,600	326,800	369,700	417,600
	26	210,100	257,200	296,900	328,700	371,600	419,100
	27	211,500	258,700	298,400	330,500	373,500	420,600
	28	212,900	260,200	299,900	332,300	375,400	422,100
	29	214,600	261,600	300,900	334,100	376,900	423,600
	30	215,800	262,800	302,100	336,100	378,700	424,900
	31	217,200	263,900	303,500	338,000	380,500	426,200
	32	218,300	265,200	304,700	339,900	382,100	427,400
	33	219,400	266,300	305,900	341,500	383,800	428,600
	34	220,700	267,300	307,400	343,400	385,200	429,900
	35	221,900	268,500	308,700	345,100	386,600	431,200
	36	222,900	269,500	310,100	346,800	388,000	432,400
	37	223,900	270,500	311,600	348,000	389,400	433,600
	38	225,000	271,700	313,000	349,900	390,600	434,400
	39	226,100	272,700	314,400	351,800	391,800	435,200
	40	227,100	273,800	315,900	353,600	392,800	436,000
	41	228,000	274,900	317,200	355,500	393,900	436,600
	42	228,700	276,200	318,700	357,300	395,100	437,300
	43	229,500	277,700	320,200	359,000	396,200	438,000
	44	230,300	279,000	321,500	360,700	397,300	438,700

	45	231,000	280,400	322,500	362,400	398,000	439,500
	46	231,800	281,800	323,700	363,800	398,700	440,300
	47	232,700	283,200	324,900	365,200	399,400	440,700
	48	233,400	284,600	326,100	366,600	400,100	441,400
	49	234,000	286,000	327,100	367,600	400,700	441,900
	50	234,900	287,200	328,100	368,700	401,300	442,300
	51	235,900	288,400	328,900	369,700	401,800	442,700
	52	236,600	289,700	329,900	370,800	402,200	443,100
	53	237,000	290,700	330,600	371,500	402,600	443,500
	54	238,000	291,800	331,300	372,100	402,900	443,900
	55	238,600	292,900	332,000	372,800	403,200	444,300
	56	239,200	293,900	332,800	373,600	403,500	444,600
	57	239,900	295,100	333,400	374,400	403,800	444,900
	58	240,600	296,400	333,900	375,200	404,100	445,300
	59	241,300	297,700	334,500	376,000	404,400	445,600
	60	241,900	299,000	335,000	376,700	404,700	445,900
	61	242,500	300,100	335,400	377,500	405,000	446,200
	62	243,000	301,500	335,600	378,200	405,300	
	63	243,500	302,700	336,100	378,900	405,600	
	64	244,000	304,100	336,600	379,500	405,900	
	65	244,600	305,200	336,900	379,800	406,200	
	66	245,400	306,400	337,300	380,400	406,500	
	67	246,300	307,500	337,800	381,000	406,800	
	68	247,000	308,600	338,200	381,700	407,100	
	69	247,900	309,300	338,700	382,100	407,300	
	70	248,800	310,400	339,200	382,800	407,600	
	71	249,600	311,600	339,600	383,400	407,900	
	72	250,200	312,800	340,100	384,000	408,100	
	73	250,800	314,100	340,300	384,400	408,300	
定年	74	251,700	314,800	340,800	385,000	408,600	
前再	75	252,500	315,400	341,300	385,600	408,900	
任用	76	253,200	316,000	341,700	386,200	409,100	
短時	77	253,900	316,700	342,000	386,600	409,300	
間勤	78	254,800	317,400	342,400	387,100	409,600	
務職	79	255,700	318,000	342,900	387,600	409,900	
員以	80	256,300	318,600	343,300	388,200	410,100	
外の	81	257,000	318,900	343,500	388,700	410,300	
職員	82	257,500	319,200	343,800	389,100		
	83	258,100	319,800	344,300	389,500		
	84	258,700	320,100	344,700	389,900		
	85	259,300	320,400	345,000	390,100		
	86	260,100	320,700	345,300	390,300		
	87	260,800	321,000	345,800	390,600		
	88	261,500	321,300	346,200	390,900		
	89	262,000	321,700	346,500	391,100		
	90	262,800	322,100	346,900	391,400		
	91	263,600	322,400	347,300	391,700		
	92	264,300	322,600	347,500	391,900		
	93	264,700	323,100	347,800	392,100		
	94	265,200	323,500		392,400		
	95	265,700	323,700		392,700		

96	266,400	324,100	392,900
97	267,100	324,500	393,100
98	267,800	324,900	
99	268,500	325,300	
100	269,200	325,600	
101	269,600	325,800	
102	270,100	326,100	
103	270,500	326,400	
104	270,900	326,700	
105	271,100	327,100	
106	271,300	327,300	
107	271,600	327,600	
108	271,900	328,000	
109	272,200	328,400	
110	272,500	328,700	
111	272,800	329,100	
112	273,000	329,400	
113	273,300	329,700	
114	273,600	330,100	
115	273,900	330,400	
116	274,300	330,600	
117	274,600	330,800	
118	274,900	331,100	
119	275,300	331,500	
120	275,700	331,900	
121	275,900	332,100	
122	276,100		
123	276,500		
124	276,800		
125	277,000		
126	277,300		
127	277,700		
128	278,100		
129	278,300		
130	278,700		
131	279,100		
132	279,400		
133	279,600		
134	279,900		
135	280,300		
136	280,600		
137	280,800		
138	281,100		
139	281,400		
140	281,700		
141	281,900		
142	282,100		
143	282,300		
144	282,600		
145	283,000		

	146	283,200					
	147	283,500					
	148	283,800					
	149	284,100					
	150	284,300					
	151	284,600					
	152	284,800					
	153	285,100					
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円
		202,500	242,000	256,300	289,400	316,200	358,000

備考 この表は、児童福祉施設、障害者支援施設等で人事委員会の指定するものに勤務し、入所者の指導、保育、介護等の業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

第2条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(給料)</p> <p>第3条 給料は、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成7年静岡県条例第8号。以下「勤務時間条例」という。）第9条第1項に規定する正規の勤務時間（以下単に「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であつて、この条例に定める管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（第12条の3の規定による手当を含む。第17条第2項において同じ。）、へき地手当（第12条の5第1項又は第2項の規定による手当を含む。第17条第2項において同じ。）、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、農林漁業普及指導手当及び災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。第23条の2において同じ。）を除いたものとする。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（初任給調整手当）</p> <p>第8条の2 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第3号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から5年以内の期間、採用の日（第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日）から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。</p>	<p>(給料)</p> <p>第3条 給料は、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成7年静岡県条例第8号。以下「勤務時間条例」という。）第9条第1項に規定する正規の勤務時間（以下単に「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であつて、この条例に定める管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、<u>在宅勤務等</u>手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（第12条の3の規定による手当を含む。第17条第2項において同じ。）、へき地手当（第12条の5第1項又は第2項の規定による手当を含む。第17条第2項において同じ。）、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、農林漁業普及指導手当及び災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。第23条の2において同じ。）を除いたものとする。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（初任給調整手当）</p> <p>第8条の2 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第3号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から<u>15年以内、第4号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から5年以内</u>の期間、採用の日（第1号<u>から第3号まで</u>に掲げる職に係るものにあつては、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日）から1年を経過するごとにその額を減じて、初任</p>

(1)・(2) (略)

(3) 前2号に掲げる職以外の職のうち特殊な専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充について特別の事情があると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額 2,500円

2・3 (略)

(通勤手当)

第11条 (略)

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1か月当たりの運賃等相当額」という。）が75,000円を超えるときは、支給単位期間につき、75,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（当該職員が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1か月当たりの運賃等相当額の合計額が75,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、75,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

(2) 前項第2号に掲げる職員（次号に掲げる職員を除く。） 次の表の左欄に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、同表

給調整手当として支給する。

(1)・(2) (略)

(3) 獣医学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額 30,000円

(4) 前3号に掲げる職以外の職のうち特殊な専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充について特別の事情があると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額 2,500円

2・3 (略)

(通勤手当)

第11条 (略)

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1か月当たりの運賃等相当額」という。）が80,000円を超えるときは、支給単位期間につき、80,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（当該職員が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1か月当たりの運賃等相当額の合計額が80,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、80,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

(2) 前項第2号に掲げる職員（次号に掲げる職員を除く。） 次の表の左欄に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、同表

の中欄に定める額（その使用する自動車等が原動機付きのもので、かつ、その使用距離が片道4キロメートル以上である職員にあつては、当該額に、同表の右欄に定める額を加算した額（その額が75,000円を超えるときは、75,000円））

（表略）

- (3) 前項第2号に掲げる職員のうち、自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員であつて、駐車場（人事委員会規則で定めるものに限る。以下同じ。）を利用し、当該駐車場の利用に係る駐車料金（以下「駐車料金」という。）を負担することを常例とする職員 前号に定める額及び1か月当たりの駐車料金の額に相当する額（以下「1か月当たりの駐車料金相当額」という。）の合計額（その額が75,000円を超えるときは、75,000円）
- (4) 前項第3号に掲げる職員（次号及び第6号に掲げる職員を除く。）交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して人事委員会規則で定める区分に応じ、第1号及び第2号に定める額（1か月当たりの運賃等相当額及び第2号に定める額の合計額が75,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、75,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は第2号に定める額
- (5) 前項第3号に掲げる職員のうち、自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員であつて、駐車場を利用し、駐車料金を負担することを常例とする

の中欄に定める額（その使用する自動車等が原動機付きのもので、かつ、その使用距離が片道4キロメートル以上である職員にあつては、当該額に、同表の右欄に定める額を加算した額（その額が80,000円を超えるときは、80,000円））

（表略）

- (3) 前項第2号に掲げる職員のうち、自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員であつて、駐車場（人事委員会規則で定めるものに限る。以下同じ。）を利用し、当該駐車場の利用に係る駐車料金（以下「駐車料金」という。）を負担することを常例とする職員 前号に定める額及び1か月当たりの駐車料金の額に相当する額（以下「1か月当たりの駐車料金相当額」という。）の合計額（その額が80,000円を超えるときは、80,000円）
- (4) 前項第3号に掲げる職員（次号及び第6号に掲げる職員を除く。）交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して人事委員会規則で定める区分に応じ、第1号及び第2号に定める額（1か月当たりの運賃等相当額及び第2号に定める額の合計額が80,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、80,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は第2号に定める額
- (5) 前項第3号に掲げる職員のうち、自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員であつて、駐車場を利用し、駐車料金を負担することを常例とする

職員 第1号及び第2号に定める額並びに1か月当たりの駐車料金相当額（1か月当たりの運賃等相当額及び第2号に定める額並びに1か月当たりの駐車料金相当額の合計額が75,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、75,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

(6) (略)

3 定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して人事委員会規則で定める職員に対する前項第2号から第6号までの規定の適用については、同項第2号中「加算した額（その額が75,000円を超えるときは、75,000円）」とあるのは「加算した額（その額が75,000円を超えるときは、75,000円）から、その額に人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額」と、同項第3号中「前号」とあるのは「次項の規定により読み替えて適用される前号」と、同項第4号及び第5号中「第2号」とあるのは「次項の規定により読み替えて適用される第2号」とする。

4～6 (略)

(単身赴任手当)

第11条の5 (略)

職員 第1号及び第2号に定める額並びに1か月当たりの駐車料金相当額（1か月当たりの運賃等相当額及び第2号に定める額並びに1か月当たりの駐車料金相当額の合計額が80,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、80,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

(6) (略)

3 第11条の6第1項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員及び定年前再任用短時間勤務職員（支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して人事委員会規則で定める職員に限る。）に対する前項第2号から第6号までの規定の適用については、同項第2号中「加算した額（その額が80,000円を超えるときは、80,000円）」とあるのは「加算した額（その額が80,000円を超えるときは、80,000円）から、その額に人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額」と、同項第3号中「前号」とあるのは「次項の規定により読み替えて適用される前号」と、同項第4号及び第5号中「第2号」とあるのは「次項の規定により読み替えて適用される第2号」とする。

4～6 (略)

(単身赴任手当)

第11条の5 (略)

(在宅勤務等手当)

第11条の6 住居その他これに準ずるものとして人事委員会規則で定める場所において、正規の勤務時間（休暇により勤務しない時間その他人事委員会規則で定める時間を除く。）の全部を勤務することを、人事委員会規則で定める期間以上の期間について1か月当たり平均10日を超えて命ぜられた職員には、在宅勤

(特殊勤務手当)

第12条 (略)

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第17条 (略)

2 前3条の規定により勤務1時間につき支給する時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当の算出の基礎となる勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから人事委員会規則で定める時間を減じたもので除して得た額とする。ただし、初任給調整手当、特殊勤務手当(人事委員会規則で定めるものに限る。)、特地勤務手当、へき地手当又は農林漁業普及指導手当の支給対象となる場合における職員の時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当の算出の基礎となる勤務1時間当たりの給与額は、本文の規定により計算した額に、人事委員会規則で定める額を加算した額とする。

(期末手当)

第20条 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の125(管理又は監督の地位にある職員のうちその職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して人事委員会規則で定める職員(第21条において「特定幹部職員」という。))にあつては、100分の105)を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

務等手当を支給する。

2 在宅勤務等手当の月額は、3,000円とする。

3 前2項に規定するもののほか、在宅勤務等手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(特殊勤務手当)

第12条 (略)

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第17条 (略)

2 前3条の規定により勤務1時間につき支給する時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当の算出の基礎となる勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから人事委員会規則で定める時間を減じたもので除して得た額とする。ただし、初任給調整手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当(人事委員会規則で定めるものに限る。)、特地勤務手当、へき地手当又は農林漁業普及指導手当の支給対象となる場合における職員の時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当の算出の基礎となる勤務1時間当たりの給与額は、本文の規定により計算した額に、人事委員会規則で定める額を加算した額とする。

(期末手当)

第20条 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の122.5(管理又は監督の地位にある職員のうちその職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して人事委員会規則で定める職員(第21条において「特定幹部職員」という。))にあつては、100分の102.5)を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

<p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」と、「<u>100分の105</u>」とあるのは「<u>100分の60</u>」とする。</p> <p>4～6 (略) (勤勉手当)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の105</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の125</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の50</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の60</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p>	<p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の68.75</u>」と、「<u>100分の102.5</u>」とあるのは「<u>100分の58.75</u>」とする。</p> <p>4～6 (略) (勤勉手当)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の102.5</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の122.5</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の48.75</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の58.75</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p>
---	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(特別職の職員等の給与等に関する条例の一部改正)

第3条 特別職の職員等の給与等に関する条例（昭和46年静岡県条例第25号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
-----	-----

<p>(期末手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、前項の者がそれぞれその基準日現在(離職し、又は死亡した者にあつては、離職し、又は死亡した日現在)において受けるべき報酬月額又は給料月額及びその報酬月額又は給料月額に100分の45を乗じて得た額の合計額<u>に100分の165</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、前項の者がそれぞれその基準日現在(離職し、又は死亡した者にあつては、離職し、又は死亡した日現在)において受けるべき報酬月額又は給料月額及びその報酬月額又は給料月額に100分の45を乗じて得た額の合計額<u>に100分の175</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3・4 (略)</p>
---	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

第4条 特別職の職員等の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、前項の者がそれぞれその基準日現在(離職し、又は死亡した者にあつては、離職し、又は死亡した日現在)において受けるべき報酬月額又は給料月額及びその報酬月額又は給料月額に100分の45を乗じて得た額の合計額<u>に100分の175</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、前項の者がそれぞれその基準日現在(離職し、又は死亡した者にあつては、離職し、又は死亡した日現在)において受けるべき報酬月額又は給料月額及びその報酬月額又は給料月額に100分の45を乗じて得た額の合計額<u>に100分の170</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3・4 (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(静岡県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第5条 静岡県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成13年静岡県条例第33号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後

(給与に関する特例)

第5条 第2条第1号の規定により任期を定めて採用された職員（企業職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号に規定する職員をいう。以下同じ。）である職員を除く。以下「第1号任期付研究員」という。）には、次の給料表を適用する。

号給	給料月額
	円
1	<u>398,000</u>
2	<u>456,000</u>
3	<u>516,000</u>
4	<u>596,000</u>
5	<u>693,000</u>
6	<u>791,000</u>

2 第2条第2号の規定により任期を定めて採用された職員（企業職員である職員を除く。以下「第2号任期付研究員」という。）には、次の給料表を適用する。

号給	給料月額
	円
1	<u>332,000</u>
2	<u>367,000</u>
3	<u>394,000</u>

3～6 (略)

(給与条例等の適用除外等)

第6条 (略)

2 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第2条、第18条の2第1項、第19条第1項及び第20条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「この条例」とあるのは「この条例及び静岡県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年静岡県条例第33号。以下「任期付研究員条例」という。）第5条の規定」と、給与条例

(給与に関する特例)

第5条 第2条第1号の規定により任期を定めて採用された職員（企業職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号に規定する職員をいう。以下同じ。）である職員を除く。以下「第1号任期付研究員」という。）には、次の給料表を適用する。

号給	給料月額
	円
1	<u>402,000</u>
2	<u>461,000</u>
3	<u>522,000</u>
4	<u>603,000</u>
5	<u>701,000</u>
6	<u>800,000</u>

2 第2条第2号の規定により任期を定めて採用された職員（企業職員である職員を除く。以下「第2号任期付研究員」という。）には、次の給料表を適用する。

号給	給料月額
	円
1	<u>336,000</u>
2	<u>371,000</u>
3	<u>398,000</u>

3～6 (略)

(給与条例等の適用除外等)

第6条 (略)

2 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第2条、第18条の2第1項、第19条第1項及び第20条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「この条例」とあるのは「この条例及び静岡県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年静岡県条例第33号。以下「任期付研究員条例」という。）第5条の規定」と、給与条例

第18条の2第1項中「人事委員会規則で定める職員」とあるのは「人事委員会規則で定める職員（任期付研究員条例第2条第1号の規定により任期を定めて採用された職員を含む。）」と、給与条例第19条第1項中「第8条第1項の規定の適用を受ける職員」とあるのは「任期付研究員条例第2条第1号の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第20条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の165」とする。

3 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する警察職員給与条例第3条、第18条の2第1項、第19条第1項及び第20条第2項の規定の適用については、警察職員給与条例第3条中「この条例」とあるのは「この条例及び静岡県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年静岡県条例第33号。以下「任期付研究員条例」という。）第5条の規定」と、警察職員給与条例第18条の2第1項中「人事委員会規則で定める職員」とあるのは「人事委員会規則で定める職員（任期付研究員条例第2条第1号の規定により任期を定めて採用された職員を含む。）」と、警察職員給与条例第19条第1項中「第9条第1項の規定の適用を受ける職員」とあるのは「任期付研究員条例第2条第1号の規定により任期を定めて採用された職員」と、警察職員給与条例第20条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の165」とする。

第18条の2第1項中「人事委員会規則で定める職員」とあるのは「人事委員会規則で定める職員（任期付研究員条例第2条第1号の規定により任期を定めて採用された職員を含む。）」と、給与条例第19条第1項中「第8条第1項の規定の適用を受ける職員」とあるのは「任期付研究員条例第2条第1号の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第20条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の175」とする。

3 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する警察職員給与条例第3条、第18条の2第1項、第19条第1項及び第20条第2項の規定の適用については、警察職員給与条例第3条中「この条例」とあるのは「この条例及び静岡県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年静岡県条例第33号。以下「任期付研究員条例」という。）第5条の規定」と、警察職員給与条例第18条の2第1項中「人事委員会規則で定める職員」とあるのは「人事委員会規則で定める職員（任期付研究員条例第2条第1号の規定により任期を定めて採用された職員を含む。）」と、警察職員給与条例第19条第1項中「第9条第1項の規定の適用を受ける職員」とあるのは「任期付研究員条例第2条第1号の規定により任期を定めて採用された職員」と、警察職員給与条例第20条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の175」とする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

第6条 静岡県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(給与条例等の適用除外等) 第6条 (略)	(給与条例等の適用除外等) 第6条 (略)
2 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第2条、第18条の2第1	2 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第2条、第18条の2第1

項、第19条第1項及び第20条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「この条例」とあるのは「この条例及び静岡県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年静岡県条例第33号。以下「任期付研究員条例」という。）第5条の規定」と、給与条例第18条の2第1項中「人事委員会規則で定める職員」とあるのは「人事委員会規則で定める職員（任期付研究員条例第2条第1号の規定により任期を定めて採用された職員を含む。）」と、給与条例第19条第1項中「第8条第1項の規定の適用を受ける職員」とあるのは「任期付研究員条例第2条第1号の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第20条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の175」とする。

- 3 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する警察職員給与条例第3条、第18条の2第1項、第19条第1項及び第20条第2項の規定の適用については、警察職員給与条例第3条中「この条例」とあるのは「この条例及び静岡県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年静岡県条例第33号。以下「任期付研究員条例」という。）第5条の規定」と、警察職員給与条例第18条の2第1項中「人事委員会規則で定める職員」とあるのは「人事委員会規則で定める職員（任期付研究員条例第2条第1号の規定により任期を定めて採用された職員を含む。）」と、警察職員給与条例第19条第1項中「第9条第1項の規定の適用を受ける職員」とあるのは「任期付研究員条例第2条第1号の規定により任期を定めて採用された職員」と、警察職員給与条例第20条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の175」とする。

項、第19条第1項及び第20条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「この条例」とあるのは「この条例及び静岡県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年静岡県条例第33号。以下「任期付研究員条例」という。）第5条の規定」と、給与条例第18条の2第1項中「人事委員会規則で定める職員」とあるのは「人事委員会規則で定める職員（任期付研究員条例第2条第1号の規定により任期を定めて採用された職員を含む。）」と、給与条例第19条第1項中「第8条第1項の規定の適用を受ける職員」とあるのは「任期付研究員条例第2条第1号の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第20条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の170」とする。

- 3 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する警察職員給与条例第3条、第18条の2第1項、第19条第1項及び第20条第2項の規定の適用については、警察職員給与条例第3条中「この条例」とあるのは「この条例及び静岡県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年静岡県条例第33号。以下「任期付研究員条例」という。）第5条の規定」と、警察職員給与条例第18条の2第1項中「人事委員会規則で定める職員」とあるのは「人事委員会規則で定める職員（任期付研究員条例第2条第1号の規定により任期を定めて採用された職員を含む。）」と、警察職員給与条例第19条第1項中「第9条第1項の規定の適用を受ける職員」とあるのは「任期付研究員条例第2条第1号の規定により任期を定めて採用された職員」と、警察職員給与条例第20条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の170」とする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(静岡県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第7条 静岡県一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年静岡県条例第20号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																																				
<p>(給与に関する特例)</p> <p>第4条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(企業職員(地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)第3条第4号に規定する職員をいう。以下同じ。)である職員を除く。以下「特定任期付職員」という。)には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1"><thead><tr><th>号給</th><th>給料月額</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td>円</td></tr><tr><td>1</td><td><u>376,000</u></td></tr><tr><td>2</td><td><u>422,000</u></td></tr><tr><td>3</td><td><u>472,000</u></td></tr><tr><td>4</td><td><u>533,000</u></td></tr><tr><td>5</td><td><u>608,000</u></td></tr><tr><td>6</td><td><u>710,000</u></td></tr><tr><td>7</td><td><u>830,000</u></td></tr></tbody></table> <p>2～5 (略)</p> <p>(給与条例等の適用除外等)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第18条の2第1項、第19条第1項及び第20条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「この条例」とあるのは「この条例及び静岡県一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年静岡県条例第20号。以下「任期付職員条例」という。)第4条の規定」と、給与条例第18条の2第1項中「人事委員会規則で定める職員」とあるのは「人事委員会規則で定める職員(任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。)」と、給与条例第19条第1項中</p>	号給	給料月額		円	1	<u>376,000</u>	2	<u>422,000</u>	3	<u>472,000</u>	4	<u>533,000</u>	5	<u>608,000</u>	6	<u>710,000</u>	7	<u>830,000</u>	<p>(給与に関する特例)</p> <p>第4条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(企業職員(地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)第3条第4号に規定する職員をいう。以下同じ。)である職員を除く。以下「特定任期付職員」という。)には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1"><thead><tr><th>号給</th><th>給料月額</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td>円</td></tr><tr><td>1</td><td><u>380,000</u></td></tr><tr><td>2</td><td><u>427,000</u></td></tr><tr><td>3</td><td><u>477,000</u></td></tr><tr><td>4</td><td><u>539,000</u></td></tr><tr><td>5</td><td><u>615,000</u></td></tr><tr><td>6</td><td><u>718,000</u></td></tr><tr><td>7</td><td><u>839,000</u></td></tr></tbody></table> <p>2～5 (略)</p> <p>(給与条例等の適用除外等)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第18条の2第1項、第19条第1項及び第20条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「この条例」とあるのは「この条例及び静岡県一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年静岡県条例第20号。以下「任期付職員条例」という。)第4条の規定」と、給与条例第18条の2第1項中「人事委員会規則で定める職員」とあるのは「人事委員会規則で定める職員(任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。)」と、給与条例第19条第1項中</p>	号給	給料月額		円	1	<u>380,000</u>	2	<u>427,000</u>	3	<u>477,000</u>	4	<u>539,000</u>	5	<u>615,000</u>	6	<u>718,000</u>	7	<u>839,000</u>
号給	給料月額																																				
	円																																				
1	<u>376,000</u>																																				
2	<u>422,000</u>																																				
3	<u>472,000</u>																																				
4	<u>533,000</u>																																				
5	<u>608,000</u>																																				
6	<u>710,000</u>																																				
7	<u>830,000</u>																																				
号給	給料月額																																				
	円																																				
1	<u>380,000</u>																																				
2	<u>427,000</u>																																				
3	<u>477,000</u>																																				
4	<u>539,000</u>																																				
5	<u>615,000</u>																																				
6	<u>718,000</u>																																				
7	<u>839,000</u>																																				

「第8条第1項の規定の適用を受ける職員」とあるのは「任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第20条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の165」とする。

3 特定任期付職員に対する教職員給与条例第3条、第19条の2第1項、第20条第2項及び第21条第2項の規定の適用については、教職員給与条例第3条中「この条例」とあるのは「この条例及び静岡県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年静岡県条例第20号。以下「任期付職員条例」という。）第4条の規定」と、教職員給与条例第19条の2第1項中「人事委員会規則で定める職員」とあるのは「人事委員会規則で定める職員（任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。）」と、教職員給与条例第20条第2項中「第9条第1項の規定の適用を受ける職員」とあるのは「任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、教職員給与条例第21条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の165」とする。

4 特定任期付職員に対する警察職員給与条例第3条、第18条の2第1項、第19条第1項及び第20条第2項の規定の適用については、警察職員給与条例第3条中「この条例」とあるのは「この条例及び静岡県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年静岡県条例第20号。以下「任期付職員条例」という。）第4条の規定」と、警察職員給与条例第18条の2第1項中「人事委員会規則で定める職員」とあるのは「人事委員会規則で定める職員（任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。）」と、警察職員給与条例第19条第1項中「第9

「第8条第1項の規定の適用を受ける職員」とあるのは「任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第20条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の175」とする。

3 特定任期付職員に対する教職員給与条例第3条、第19条の2第1項、第20条第2項及び第21条第2項の規定の適用については、教職員給与条例第3条中「この条例」とあるのは「この条例及び静岡県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年静岡県条例第20号。以下「任期付職員条例」という。）第4条の規定」と、教職員給与条例第19条の2第1項中「人事委員会規則で定める職員」とあるのは「人事委員会規則で定める職員（任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。）」と、教職員給与条例第20条第2項中「第9条第1項の規定の適用を受ける職員」とあるのは「任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、教職員給与条例第21条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の175」とする。

4 特定任期付職員に対する警察職員給与条例第3条、第18条の2第1項、第19条第1項及び第20条第2項の規定の適用については、警察職員給与条例第3条中「この条例」とあるのは「この条例及び静岡県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年静岡県条例第20号。以下「任期付職員条例」という。）第4条の規定」と、警察職員給与条例第18条の2第1項中「人事委員会規則で定める職員」とあるのは「人事委員会規則で定める職員（任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。）」と、警察職員給与条例第19条第1項中「第9

条第1項の規定の適用を受ける職員」とあるのは「任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、警察職員給与条例第20条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の165」とする。

条第1項の規定の適用を受ける職員」とあるのは「任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、警察職員給与条例第20条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の175」とする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

第8条 静岡県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(給与条例等の適用除外等)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第18条の2第1項、第19条第1項及び第20条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「この条例」とあるのは「この条例及び静岡県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年静岡県条例第20号。以下「任期付職員条例」という。）第4条の規定」と、給与条例第18条の2第1項中「人事委員会規則で定める職員」とあるのは「人事委員会規則で定める職員（任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。）」と、給与条例第19条第1項中「第8条第1項の規定の適用を受ける職員」とあるのは「任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第20条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の175</u>」とする。</p> <p>3 特定任期付職員に対する教職員給与条例第3条、第19条の2第1項、第20条第2項及び第21条第2項の規定の適用については、教職員給与条例第3条中「この条例」とあるのは「この条例及び静岡県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年静岡県条例第20号。以下「任期付職員条例」という。）第4条の規定」と、教職員給与条例第19条の2第1項中「人事委員会規則で定める職員」とあ</p>	<p>(給与条例等の適用除外等)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第18条の2第1項、第19条第1項及び第20条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「この条例」とあるのは「この条例及び静岡県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年静岡県条例第20号。以下「任期付職員条例」という。）第4条の規定」と、給与条例第18条の2第1項中「人事委員会規則で定める職員」とあるのは「人事委員会規則で定める職員（任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。）」と、給与条例第19条第1項中「第8条第1項の規定の適用を受ける職員」とあるのは「任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第20条第2項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の170</u>」とする。</p> <p>3 特定任期付職員に対する教職員給与条例第3条、第19条の2第1項、第20条第2項及び第21条第2項の規定の適用については、教職員給与条例第3条中「この条例」とあるのは「この条例及び静岡県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年静岡県条例第20号。以下「任期付職員条例」という。）第4条の規定」と、教職員給与条例第19条の2第1項中「人事委員会規則で定める職員」とあ</p>

るのは「人事委員会規則で定める職員（任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。）」と、教職員給与条例第20条第2項中「第9条第1項の規定の適用を受ける職員」とあるのは「任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、教職員給与条例第21条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の175」とする。

- 4 特定任期付職員に対する警察職員給与条例第3条、第18条の2第1項、第19条第1項及び第20条第2項の規定の適用については、警察職員給与条例第3条中「この条例」とあるのは「この条例及び静岡県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年静岡県条例第20号。以下「任期付職員条例」という。）第4条の規定」と、警察職員給与条例第18条の2第1項中「人事委員会規則で定める職員」とあるのは「人事委員会規則で定める職員（任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。）」と、警察職員給与条例第19条第1項中「第9条第1項の規定の適用を受ける職員」とあるのは「任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、警察職員給与条例第20条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の175」とする。

るのは「人事委員会規則で定める職員（任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。）」と、教職員給与条例第20条第2項中「第9条第1項の規定の適用を受ける職員」とあるのは「任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、教職員給与条例第21条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の170」とする。

- 4 特定任期付職員に対する警察職員給与条例第3条、第18条の2第1項、第19条第1項及び第20条第2項の規定の適用については、警察職員給与条例第3条中「この条例」とあるのは「この条例及び静岡県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年静岡県条例第20号。以下「任期付職員条例」という。）第4条の規定」と、警察職員給与条例第18条の2第1項中「人事委員会規則で定める職員」とあるのは「人事委員会規則で定める職員（任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。）」と、警察職員給与条例第19条第1項中「第9条第1項の規定の適用を受ける職員」とあるのは「任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、警察職員給与条例第20条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の170」とする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

（会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正）

第9条 会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年静岡県条例第2号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則</p> <p>（フルタイム会計年度任用職員の給料の特例措置）</p> <p>3 フルタイム会計年度任用職員に対して<u>令和</u></p>	<p>附 則</p> <p>（フルタイム会計年度任用職員の給料の特例措置）</p> <p>3 フルタイム会計年度任用職員に対して<u>令和</u></p>

5年1月1日から同年3月31日までの間に支給する給料に対する第3条及び前項の規定の適用については、同条第1項中「職員の給与に関する条例（昭和28年静岡県条例第31号。以下「給与条例」という。）第4条第1項及び静岡県教職員の給与に関する条例（昭和31年静岡県条例第52号。以下「教職員給与条例」という。）第5条第1項に掲げる給料表（以下この条において「給料表」という。）とあるのは「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和4年静岡県条例第45号）第1条の規定による改正前の職員の給与に関する条例（昭和28年静岡県条例第31号）第4条第1項及び静岡県教職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和4年静岡県条例第46号）第1条の規定による改正前の静岡県教職員の給与に関する条例（昭和31年静岡県条例第52号）第5条第1項に掲げる給料表（以下「改正前の給料表」という。）と、「に適用される給料表」とあるのは「が改正前の給料表の適用を受けると仮定した場合に適用されるべき改正前の給料表」と、同条第2項及び第3項中「給料表」とあるのは「改正前の給料表」と、同条第4項中「静岡県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年静岡県条例第20号）第4条第1項の給料表」とあるのは「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例第7条の規定による改正前の静岡県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年静岡県条例第20号）第4条第1項の給料表（以下「改正前の任期付職員給料表」という。）」と、前項中「給与条例第4条第1項及び教職員給与条例第5条第1項に掲げる給料表並びに静岡県一般職の任期付職員の採用等に関する条例第4条第1項の給料表」とあるのは「改正前の給料表及

6年1月1日から同年3月31日までの間に支給する給料に対する第3条及び前項の規定の適用については、同条第1項中「職員の給与に関する条例（昭和28年静岡県条例第31号。以下「給与条例」という。）第4条第1項及び静岡県教職員の給与に関する条例（昭和31年静岡県条例第52号。以下「教職員給与条例」という。）第5条第1項に掲げる給料表（以下この条において「給料表」という。）とあるのは「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和5年静岡県条例第35号）第1条の規定による改正前の職員の給与に関する条例（昭和28年静岡県条例第31号）第4条第1項及び静岡県教職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和5年静岡県条例第36号）第1条の規定による改正前の静岡県教職員の給与に関する条例（昭和31年静岡県条例第52号）第5条第1項に掲げる給料表（以下「改正前の給料表」という。）と、「に適用される給料表」とあるのは「が改正前の給料表の適用を受けると仮定した場合に適用されるべき改正前の給料表」と、同条第2項及び第3項中「給料表」とあるのは「改正前の給料表」と、同条第4項中「静岡県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年静岡県条例第20号）第4条第1項の給料表」とあるのは「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例第7条の規定による改正前の静岡県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年静岡県条例第20号）第4条第1項の給料表（以下「改正前の任期付職員給料表」という。）」と、前項中「給与条例第4条第1項及び教職員給与条例第5条第1項に掲げる給料表並びに静岡県一般職の任期付職員の採用等に関する条例第4条第1項の給料表」とあるのは「改正前の給料表及

び改正前の任期付職員給料表」とする。

(期末手当の額の特例措置)

- 4 フルタイム会計年度任用職員に対して令和3年12月に支給する期末手当の額は、第6条第1項の規定にかかわらず、同月1日現在(退職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)においてフルタイム会計年度任用職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に100分の127.5を乗じて得た額に、同日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略)

- 5 パートタイム会計年度任用職員に対して令和3年12月に支給する期末手当の額は、第11条第1項の規定にかかわらず、前項の規定の例に準じ人事委員会規則で定める額とする。

び改正前の任期付職員給料表」とする。

(期末手当の額の特例措置)

- 4 フルタイム会計年度任用職員に対して令和5年12月に支給する期末手当の額は、第6条第1項の規定にかかわらず、同月1日現在(退職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)においてフルタイム会計年度任用職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に100分の120を乗じて得た額に、同日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略)

- 5 パートタイム会計年度任用職員に対して令和5年12月に支給する期末手当の額は、第11条第1項の規定にかかわらず、前項の規定の例に準じ人事委員会規則で定める額とする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

第10条 会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(会計年度任用職員の給与の種類) 第2条 法第22条の2第1項第2号に掲げる職員(以下「フルタイム会計年度任用職員」という。)には給料並びに初任給調整手当、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、特勤手当(これに準ずる手当を含む。)、へき地手当(これに準ずる手当を含む。)、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、産業教育手当、定時制通信教育手当及び義務教育等教員特別手当(以下「初任給調整手当等」という。)を、同項第1号に掲げる職員(以下「パートタイム会計年度任用職員」という。)には報酬 <u>及び</u> 期末手当を支給する。	(会計年度任用職員の給与の種類) 第2条 法第22条の2第1項第2号に掲げる職員(以下「フルタイム会計年度任用職員」という。)には給料並びに初任給調整手当、地域手当、通勤手当、 <u>在宅勤務等</u> 手当、特殊勤務手当、特勤手当(これに準ずる手当を含む。)、へき地手当(これに準ずる手当を含む。)、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、 <u>期末手当、勤勉手当</u> 、産業教育手当、定時制通信教育手当及び義務教育等教員特別手当(以下「初任給調整手当等」という。)を、同項第1号に掲げる職員(以下「パートタイム会計年度任用職員」という。)には報酬、 <u>期末手当及び勤勉手当</u> を

(フルタイム会計年度任用職員の初任給調整手当等)

第6条 (略)

2 任期が6月未満の者(一般職常勤職員との権衡を考慮し、期末手当を支給する必要があると認められる者として人事委員会規則で定める者を除く。第11条第2項において同じ。)には、前項の規定にかかわらず、期末手当は支給しない。

(パートタイム会計年度任用職員の特殊勤務等に係る報酬)

第10条 前条に規定するもののほか、パートタイム会計年度任用職員には、人事委員会規則で定めるところにより、一般職常勤職員に支給される特殊勤務手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当及び宿日直手当に相当する報酬を支給する。

(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)

第11条 パートタイム会計年度任用職員の期末手当の額は、一般職常勤職員の例に準じ人事委員会規則で定める額とする。

2 任期が6月未満の者及び人事委員会規則で定めるところにより算出した1週間当たりの勤務時間が15時間30分未満の者には、前項の規定にかかわらず、期末手当は支給しない。

(パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償の支給方法)

第14条 パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償の支給方法については、人事委員会規則で定める。

支給する。

(フルタイム会計年度任用職員の初任給調整手当等)

第6条 (略)

2 任期が6月未満の者(一般職常勤職員との権衡を考慮し、期末手当及び勤勉手当を支給する必要があると認められる者として人事委員会規則で定める者を除く。第11条第2項において同じ。)には、前項の規定にかかわらず、期末手当及び勤勉手当は支給しない。

(パートタイム会計年度任用職員の特殊勤務等に係る報酬)

第10条 前条に規定するもののほか、パートタイム会計年度任用職員には、人事委員会規則で定めるところにより、一般職常勤職員に支給される在宅勤務等手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当及び宿日直手当に相当する報酬を支給する。

(パートタイム会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当)

第11条 パートタイム会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当の額は、一般職常勤職員の例に準じ人事委員会規則で定める額とする。

2 任期が6月未満の者及び人事委員会規則で定めるところにより算出した1週間当たりの勤務時間が15時間30分未満の者には、前項の規定にかかわらず、期末手当及び勤勉手当は支給しない。

(パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償の支給方法)

第14条 パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償の支給方法については、人事委員会規則で定める。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条、第8条及び第10条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（職員の給与に関する条例（以下「一般職条例」という。）第20条第2項及び第3項並びに第21条第2項の改正を除く。）による改正後の一般職条例の規定、第5条の規定（静岡県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（以下「任期付研究員条例」という。）第6条第2項及び第3項の改正を除く。）による改正後の任期付研究員条例の規定及び第7条の規定（静岡県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「任期付職員条例」という。）第5条第2項から第4項までの改正を除く。）による改正後の任期付職員条例の規定は令和5年4月1日（以下「適用日」という。）から、第1条の規定（一般職条例第20条第2項及び第3項並びに第21条第2項の改正に限る。）による改正後の一般職条例の規定、第3条の規定による改正後の特別職の職員等の給与等に関する条例（以下「改正後の特別職条例」という。）の規定、第5条の規定（任期付研究員条例第6条第2項及び第3項の改正に限る。）による改正後の任期付研究員条例の規定及び第7条の規定（任期付職員条例第5条第2項から第4項までの改正に限る。）による改正後の任期付職員条例の規定は令和5年12月1日から適用する。
（適用日前の異動者の号給の調整）
- 3 適用日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
（給与の内払）
- 4 第1条の規定による改正後の一般職条例（以下「改正後の一般職条例」という。）、改正後の特別職条例、第5条の規定による改正後の任期付研究員条例（以下「改正後の任期付研究員条例」という。）又は第7条の規定による改正後の任期付職員条例（以下「改正後の任期付職員条例」という。）の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の一般職条例、第3条の規定による改正前の特別職の職員等の給与等に関する条例、第5条の規定による改正前の任期付研究員条例又は第7条の規定による改正前の任期付職員条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の一般職条例、改正後の特別職条例、改正後の任期付研究員条例又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。
（人事委員会規則への委任）
- 5 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。